

## 財政援助団体等（補助金）の監査結果に関する報告

平成 28 年 5 月 31 日現在における平成 27 年度に市が財政的援助を行っている団体のうち 1 団体を抽出して監査を実施したので、その結果について概要を述べる。

### 1 監査の対象団体

伊佐市郷土芸能保存会

### 2 監査実施日

平成 28 年 8 月 18 日（木）

### 3 監査対象補助金

平成 27 年度 伊佐市郷土芸能保存会運営事業補助金

### 4 監査の方法

監査の対象となった補助金について、伊佐市補助金等交付規則に準拠し事務処理が適正に行われているか、補助目的に沿った執行及びその効果はどうか、以下の関係書類の提出を求め、職員や関係者の説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

- ・補助金等交付申請書
- ・補助金等交付決定通知書
- ・補助金等概算払申請書
- ・補助金等概算払決定通知書
- ・補助金の請求及び交付
- ・預金通帳（写し）
- ・関係諸帳簿類
- ・その他実績等関係資料

### 5 監査の結果

補助金の事務執行については、監査の結果、補助金の公益上の必要性や事業の目的に沿って補助金が支出されていることは認めたが、伊佐市補助金等交付規則に準拠し事務処理すべきところ、実績報告書や収支決算書が提出されておらず、結果として補助金等の額の確定がなされておらず、補助金等確定通知書も未送付で精算処理が完了していない状況である。

平成 27 年度伊佐市郷土芸能保存会運営事業補助金には、例年補助している郷土芸能保存会の運営補助金としての 300,000 円と、郷土芸能保存会に加入している 15 団体へ

の活動助成金 1,500,000 円があり、それぞれの補助金等の額の確定を行い、精算処理を完了することが必要である。また、活動助成金については、4 団体の実績報告があるが、補助金等の額の確定を行い精算完了時には市への補助金返還が必要と思われる。郷土芸能保存会の規約改正により活動助成金を交付する以上、活動助成金の額の確定については郷土芸能保存会が申請団体に対し実施する必要があり、これらの事務手続きについても伊佐市補助金等交付規則に準拠すべきか否か検討すべきである。

伊佐地方に伝承する民俗芸能の保存と伝承、後継者の育成は伊佐市の教育文化向上には必要不可欠であり、伊佐市郷土芸能保存会の所期の目的が達成されるよう補助金の有効活用を望む。

今回の補助金監査において、上記所見以外に補助金の交付目的やその効果等について以下に申し述べる。

#### 平成 27 年度 伊佐市郷土芸能保存会運営事業補助金

伊佐市郷土芸能保存会は平成 21 年 10 月 1 日に発足し、加入団体は 15 団体である。現在、伊佐市においては 30 個の郷土民俗芸能保存団体が存在し、その半数の 15 団体が伊佐市郷土芸能保存会に加入している。

伊佐市郷土芸能保存会の目的は、伊佐地方に伝承する民俗芸能をそれぞれ保存し、後継者の育成に努め、一般の認識を深め各保存会の交流を図り、伊佐市の文化の向上に寄与することであり、目的を達成するために、後継者の育成や郷土芸能についての知識と技術を体得するための研修、発表会への出演などを事業として実施している。

伊佐市郷土芸能保存会の歳入は、繰越金のほか、加入団体からの年会費（1 団体あたり 2,500 円）と市補助金（保存会への運営補助金 300,000 円と、加入団体のための活動助成金 1,500,000 円）等で措置され、歳出は総会経費や役員手当、通信運搬費や消耗品費のほか、先進地研修会経費や加入団体への補助金（1 団体あたり 10,000 円）、発表会などへの出演報償金などに充てられている。また、1,500,000 円の運営補助金については、加入団体への活動助成金として事業費の 1/2 以内で 1 団体あたり上限 100,000 円を助成するため、伊佐市郷土芸能保存会に本年度から運営補助金として支出されている。活動助成金については、平成 27 年 10 月 3 日に規約改正を行い実施しており、平成 27 年度に活動助成金を活用した団体は、永池棒踊り保存会、湯之尾神舞保存会、下手芸能保存会、平出水太鼓踊り保存会の 4 団体である。活動助成金を活用するためには事業費の 1/2 以上の自己負担が必要であるため、それぞれの保存会ではその財源に苦慮されていることが活動助成金の有効活用に踏み切れない現状もあり、助成金の概算払い申請をした団体も 2 団体あった。実績報告書は 4 団体提出しているが、助成金申請を事前に行った団体は 2 団体のみである。加入団体が助成金を活用する時、郷土芸能

保存会として事前に把握・承認することが必要であれば、やはり市の補助金等交付規則を準拠すべきであろう。また、活動助成金の額確定により、市への実績報告も 300,000 円の運営補助金の実績報告と同様、今後精算処理を行う必要がある。

当保存会に加入している団体への一律 10,000 円の運営補助金については、その財源が市補助金に依存していることで制限もあろうが、当保存会の規約に謳うことが補助金の有効性評価にも繋がると思われる。発表会への出演報償金についても規約に謳っておらず、総会での協議決定に基づき自治会などの花見など地元が主催する発表会では 15,000 円、ふるさと祭りやもみじ祭りなど市が主催する発表会では 20,000 円、市外出演では 10,000 円の加算金、県外出演では 30,000 円の加算金、そして当保存会に未加入の団体への出演報償金については 10,000 円となっているが、補助金の公平性の観点からも当保存会が評価し規定すべきものとする。

意見として、伊佐市郷土芸能保存会運営事業補助金については目的妥当性評価については異論はないが、当保存会への未加入団体が 15 団体存在することや、加入団体の活動助成金活用が 4 団体に留まっている状況などからして、補助金の有効性評価や公平性評価について再度所管課が見直す必要があると思われる。

最後に、伊佐市郷土芸能保存会の所期の目的達成のため、当補助金が有効に活用されることを強く希望する。